

芦 監 報 第 1 7 号

平 成 2 3 年 2 月 4 日

芦屋市監査委員	山 本 彼一郎
同	松 木 義 昭

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査（事務監査）を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を報告する。

## 定期監査（事務監査）結果報告書

- I 監査の種類 定期監査（事務監査）。なお、地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査も併せて実施した。
- II 監査の対象 平成22年4月1日から平成22年9月30日までの都市環境部環境処理センター所管の監査対象事務について、当該事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。
- III 監査の期間 平成22年10月26日から平成23年1月20日まで
- IV 監査の実施要領 監査の実施にあたっては、歳入歳出予算の執行状況等の関係書類及び帳簿の提出を求め、関係職員からの説明を聴取するとともに、文書管理システム登録文書等から抽出する方法で監査を行った。
- V 監査の結果 次のとおりである。

## 1 事務及び組織

### (1) 事務（芦屋市事務分掌規則による。）

環境処理センターは都市環境部に設置された課であり、一般廃棄物等の収集から最終処分までの一連の各事業を分掌しており、その所掌する事務は次のとおりである。

- ア 一般廃棄物等処理施設に関すること。
- イ 一般廃棄物運搬用パイプライン施設に関すること。
- ウ 一般廃棄物及び紙資源等の収集及び運搬に関すること。
- エ 一般廃棄物等の収集施設及び器材の維持管理に関すること。
- オ 一般廃棄物等の収集及び処理手数料の収納に関すること。
- カ ごみの減量化、資源化及び粗大ごみ等のリサイクル等に関すること。
- キ 一般廃棄物等の不法投棄に関すること。
- ク 家屋解体撤去に関すること。
- ケ 清掃事業の調査、統計及び基金に関すること。
- コ 清掃事業に係る各種協議会等に関すること。

### (2) 組織（平成22年9月30日現在）

環境処理センターの組織は、センター長（課長級）1名、課長補佐3名（収集担当主査事務取扱1名、環境処理センター担当主査事務取扱2名）、主席主査1名（収集担当）、主査1名（環境処理センター担当）、主任2名、一般事務職1名、技能職26名及び再任用職員4名が配属され、再雇用嘱託職員2名及び臨時的任用職員8名が配置されている。

内訳は、収集担当に課長補佐1名、主席主査1名、主任1名、一般事務職1名、技能職24名（技能長2名、主席副技能長2名、副技能長5名、主席主任1名、主任9名、一般技能職5名）再任用職員3名（一般事務職1名、技能職2名）、再雇用嘱託職員2名（技能職2名）及び臨時的任用職員6名（作業職6名）であり、処理センター担当に課長補佐2名、主査1名、主任1名、技能職2名（主席副技能長1名、主任1名）再任用職員（技能職）1名及び臨時的任用職員2名（事務職2名）となっている。

## 2 施設の状況

### (1) ごみ焼却施設

環境処理センターの施設において、中核をなしている施設であり、平成8年3月に建設された現在のごみ焼却施設は4代目となるが、ごみの完全焼却・公害防止・余熱の有効利用・自動化と省力化・水資源を有効利用できる施設となっている。

また、施設建設に際して、平成6年11月に芦屋浜自治連合会と「環境処理センター公害防止協定」を締結し、地元代表者14人・市職員5人で構成する運営協議会が設置されている。

る。ここでは、ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類等の排出ガスや騒音・振動、悪臭などの協定事項を定めており、住宅地が隣接していることもあって、当時としては全国でも一番厳しい基準値を設定して、遵守運行されている。

別表3は、平成21年度の実績であるが、数値は法定の規制値等をすべてクリアしており、今後も引き続き、環境に十分配慮した運転業務をされるよう要望しておく。

#### <ごみ焼却施設の概要>

名 称	芦屋市環境処理センター
所 在 地	芦屋市浜風町31番1号
竣工年月	平成8年3月
敷地面積	23,697.53㎡
総事業費	約126億円
処理能力	230t/日(115t/24時間×2炉)
処理方式	全連続燃焼式焼却炉
排ガス処理設備	ろ過式集じん器+有害除去装置+減音装置+脱硝装置

#### (2) 廃棄物運搬用パイプライン施設

パイプライン施設は、電気掃除機の原理とほぼ同じで、施錠式投入口にごみを投入後、貯留ピットに溜め、定められた時間に収集装置を動かし、輸送管の中を時速70～90kmで環境処理センターまで空気輸送され、芦屋浜地域及び南芦屋浜地域の一部で稼動している。

パイプライン棟の収集センター設備は、輸送用ブロワ、中央監視制御装置、ごみ分離器、貯留排出装置、脱臭装置及び集塵装置で構成しており、南芦屋浜地域の計画に合わせて昭和54年に建設された旧収集センターを更新し、平成10年8月から新たな収集運転に入っている。

#### <廃棄物運搬用パイプライン施設の設備概要>

		(芦屋浜地域)	(南芦屋浜地域)
設備内容	配管延長	約12km	約7.6km
	最遠距離	2.2km	2.4km
	管 径	500mm	500mm
	投 入 口	176個	163個

#### (3) 最終処分場

環境処理センターから排出される焼却灰、ばいじん処理物は、大阪湾広域臨海環境整備セ

ンターの尼崎基地に陸送し、「尼崎沖埋立処分場」に埋立処分をしていたが、平成15年度からは同基地から海上輸送により「神戸沖埋立処分場」に運んで、埋立処分をしている。

場所は、神戸港（神戸市東灘区向洋町地先）にあり、面積は0.88km<sup>2</sup>で、埋立容量は1,500万m<sup>3</sup>の規模である。

#### (4) その他

環境処理センターの敷地内に、リサイクルセンターや中間処理設備として缶圧縮設備（処理能力…10t/8h）、切断設備（切断力…刃元74t、刃先13t）、破碎設備（不燃性粗大ごみ用の処理能力…5～8t/h・可燃性粗大ごみ用の処理能力…10t/5h）及びペットボトル減容設備（処理能力…300kg/h）がある。

### 3 収集・運搬事業

#### (1) 収集の方法

本市においては、ごみをより衛生的かつ効率的に収集するため、ごみ収集車及び廃棄物運搬用パイプラインシステムによって実施している。

一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」のごみ収集車による収集は、JR以北地域（楠町及び南芦屋浜地域の一部を含む。）を業者委託（平成10年4月から順次導入）で収集し、JR以南地域（芦屋浜地域及び南芦屋浜地域の一部を除く。）を職員による市直営で収集している。商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じる「事業系ごみ」については、一般廃棄物処理業者（芦屋市許可業者）によって収集されている。

また、昭和51年に芦屋浜地域の完成に合わせて、自然と人の調和のとれた快適な環境づくりを目指して、廃棄物運搬用パイプライン施設が厚生省パイロット事業に採択されて、全国に先駆けて国庫補助事業として建設され、昭和54年、住民の入居時とともに供用を開始した。平成10年度には復興住宅を含む南芦屋浜地域の一部でも、このパイプラインシステムによる収集が開始されている。

一方、分別収集については、3分別収集（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ）から、平成4年10月には不燃ごみを細分別（カン・ビン・その他）した5分別収集になり、平成16年4月からは、燃やすごみ、ダンボール、雑誌・ちらし・その他紙類、新聞、紙バック、ペットボトル、ビン、カン、その他燃やさないごみ、粗大ごみ、一時多量ごみ及び植木の剪定ごみの12分別収集となっている。

その間、平成12年7月からはペットボトルの収集を実施し、平成16年4月には紙資源の行政回収を始めて、資源ごみの回収と再利用に努めている。

ごみの収集から分別処理、焼却処理及び最終処分に至るまでの流れは、別表4のとおりであり、ごみ発生量の過去5年間の推移は、別表5のとおりである。

## (2) ごみ収集車両

ごみ収集車両は、平成22年4月1日現在、15台を保有しており、その内訳は用途別に見ると定日ごみ収集用が9台、一時多量ごみ収集用が2台、粗大ごみ収集用が1台及び連絡用が3台である。

また、車両を燃料別にみると、天然ガス車10台、軽油車4台及びガソリン車（軽自動車）1台となっている。環境に配慮して事業を行う必要から低公害車である天然ガス車を年次的に導入しており、軽油車（ディーゼル車）については、大規模災害での対応や災害派遣に出動する場合に給油のリスクに配慮して配置しているものであるが、今年度11月には、低公害車であるディーゼルハイブリッド車が導入されている。

## 4 ごみの減量化及び再資源化事業

### (1) 資源ごみ集団回収

ごみ問題に関する意識の向上、資源の有効利用及びごみの減量化を図るために、資源ごみの集団回収を実施している団体に対して、昭和56年度から報奨金を交付している。

登録団体は、平成22年9月末現在、157団体で、自治会、町内会、老人会、子供会及び集合住宅管理組合等で組織されており、月1～2回の集団回収が行われている。対象としているものは、新聞、雑誌、段ボールその他紙類、紙パック類、古着及びカンで、1kg当たり4円（平成16年3月分から6円を4円に変更）の報奨金を交付している。

平成17年度と比較して平成21年度は登録団体数は増加しているものの、回収重量は減少してきており、連動して報奨金の交付額も減少している。

登録団体数・回収重量・報奨金交付額の推移

項目 \ 年度	H17	H18	H19	H20	H21
登録団体数	140	142	146	157	156
回収重量(kg)	4,593,384	4,375,895	4,434,207	4,339,091	4,079,611
報奨金交付額(円)	18,373,536	17,421,380	17,607,268	17,282,444	16,318,444

### (2) 粗大ごみのリユース

自転車・家具類などをリフト車で収集し、再生可能な粗大ごみをリフォームし、再生品として資源化を行い、市民を対象として、リユースフェスタを開催している。

リユースフェスタは、これまで例年2回は開催されていたが、展示販売できる品数が減少したことにより、平成21年度は1回の開催となっている。

リユースフェスタの開催状況

項目	H17	H18	H19	H20	H21
開催回数	2	3	2	2	1
展示品数	219	323	222	237	100

(3) リサイクル率の推移

平成16年4月からの紙資源行政回収の開始により、リサイクル率が上がったが、平成21年度は16%台に下がっている。これはごみの発生量が減少した以上に資源化できるごみが減少したことによるものである。

リサイクル率の推移 (単位：%)

年度	H17	H18	H19	H20	H21
リサイクル率	18.66	17.83	18.39	18.09	16.60

リサイクル率 = (集団回収量 + 環境処理センター回収量) ÷ 年間ごみ発生量

(4) 啓発事業

家庭ごみハンドブック、ごみ収集カレンダー、広報あしや環境特集号等による広報活動やリユースフェスタなどのイベントへの参加、環境処理センターの施設見学会などの啓発活動を通して、ごみ問題に対する市民の認識を深め、市民、事業者及び市が連携して、ごみの減量化・再資源化が進むよう啓発に努めている。

環境処理センターの施設見学会は、市民のごみ処理や減量化への知識と理解を深めるために、個人・団体からの申し込みにより行われている。

施設見学者数の推移 (単位：人)

年度	H17	H18	H19	H20	H21
見学者数	608	1,000	772	810	938

(5) 成果

本市においては、平成17年5月に、1人1日の「家庭系ごみ排出量」の目標値に環境省の「循環型社会形成推進基本計画」を採用し、平成12年度を基準年度とした排出量800gを平成22年度までに20%削減して640gとする目標を設定していたが、排出量は平成21年度で636gとなり、目標以上の削減排出量を達成している。

さらに、現在の状況を踏まえて、平成12年度を基準として目標年度である平成27年度までに、1人1日のごみ総排出量は国の目標である10%減量のところを、本市ではより厳しい26%に、生活系ごみ排出量は20%減量のところを30%に、年間の事業系ごみ排出量は国の目標と同じ20%に減量する新目標の設定を考えられている。今後も常にレベルの高い業務を目指されていくことに期待したい。

## 5 予算執行状況等について

### (1) 執行状況

平成22年9月30日現在の歳入歳出の執行状況は、別表1及び別表2に掲載のとおりである。

歳入現計予算額153,453千円に対する収入済額は64,851千円で、執行率は42.26%となっている。款別の執行率をみると、(款)使用料及び手数料(予算額構成比率89.49%)が41.59%、(款)財産収入(予算額構成比率0.05%)が64.12%、(款)諸収入(予算額構成比率10.46%)が47.93%となっており、おおむね順当な執行状況と判断される。

次に、(目)じん芥処理費の歳出現計予算額1,317,778千円(人件費を除く。)に対する支出(命令)済額は369,843千円で、執行率は28.07%となっている。これを主な事業細目別で執行率をみると、(細目)ごみ収集経費(予算額構成比率10.70%)が48.30%、(細目)環境処理センター維持管理・整備事業(予算額構成比率42.81%)が41.30%、(細目)パイプライン維持管理事業(予算額構成比率12.99%)が16.90%、(細目)ごみ焼却施設制御に関する改修事業(予算額構成比率23.08%)が0.38%となっている。義務的経費、経常単独事業経費については、おおむね順当な執行状況と判断される。

### (2) 収入事務

歳入予算に係る収入事務について、領収書、領収済通知書、調定伝票及び歳入整理簿を抽出調査したところ、以下のとおり留意すべき点が見受けられた。

#### ア 使用料

通勤車両駐車場使用料について、芦屋市公共施設内における通勤用自動車の駐車に関する要綱第9条により、施設管理者は納期限を定めて駐車場の使用料を徴収することができるが、収納状況では納付が遅れているものがあつた。督促手数料及び延滞金の問題も発生するので、適正に管理する必要がある。

通勤車両駐車場使用料については、駐車場利用の申請があつて駐車許可証を交付したときに歳入調定を行うべきであるが、収入があつた段階で調定する事後調定としている。また、利用状況を管理する駐車場利用許可者管理台帳及び公共施設利用者管理台帳では、利用変更申請があつたが、台帳の修正がないなど不備な点が見受けられたので改善されたい。

#### イ 手数料

廃棄物処理手数料について、歳入の調定が収入のあつた段階で調定する事後調定になっているが、搬入時に手数料を現金で受領するもの以外は、納入通知書等の発送時に手数料が確定するので、この時点で調定調書を作成すべきである。

粗大ごみ処理手数料について、9月末現在で収入額が調定額を上回っていたが、粗大ご



み処理券販売代金の納入通知書を送付する際に、調定調書を作成すべきである。また、手数料が納期限内に納入されていない事例も散見されるので、適正な収納管理に努められたい。

一時多量ごみ処理手数料について、収集現場での手数料の直接収納において発行する領収書と環境処理センターの控えである依頼伝票の金額記載欄が複写式になっていない。金額の同一性を担保するためには、複写式にしておく必要がある。帳票に多量の在庫があるとは言え、早急に帳票の様式改善をすべきである。

### (3) 収入決裁

収入決裁を調査したところ、以下のとおり不適切な処理状況が見受けられた。

#### ア 手数料

(7) 廃棄物処理手数料について、許可業者への「芦屋市廃棄物処理手数料納入通知書兼領収書」及び庁内各課への「廃棄物処理手数料の納付について(通知)」の送付に係る決裁行為がされていない。

(1) 粗大ごみ処理手数料について、粗大ごみ処理券取扱指定店への納入通知書の送付に係る決裁行為がされていない。

(9) 資源ごみ売却代金について、不燃物売却の決裁行為は適正に処理されているが、紙資源売却の決裁行為がされていない。

#### イ 雑入

(7) リサイクル事業雑入について、6月に実施した有料リユースフェスタの開催の決裁は、関係書類が添付されていなかった。また、実施結果の報告決裁は、来場者の数、写真及び申込者の当落等の結果一覧は添付されていたが、当選者への決定通知及び納入通知書の送付等の記載がない決裁文書となっている。

(1) 刊行物広告収入について、平成22年3月発行の芦屋市家庭ごみハンドブックの作成では、許可業者の広告を掲載し広告料を徴収しているが、広告料の納入通知書の送付に係る決裁行為がされていない。更に、有料広告を掲載した家庭ごみハンドブックを作成するという実施決裁がなく、広告料金の設定、広告の募集、申込及び許可等の書類・事務手続がすべて省略されていた。

すべての事務処理においては、事業の実施起案が必要である。収納や支出業務についての関連起案が必要となり、その過程では、芦屋市職務権限規程及び芦屋市財務会計規則等に則って、職務権限及び責任の所在も明確にしておく必要があり、適正な事務処理をされたい。

### (4) 滞納整理事務

平成21年度決算において滞納繰越となった粗大ごみ処理手数料156,600円は、6月に完納になっていたものの、今後は滞納繰越にならないよう努めていただきたい。

### (5) 支出事務

歳出予算に係る支出事務について、支出負担行為及び支出命令に係る財務会計処理、歳出

に係る関連決裁文書、予算差引簿等を抽出して調査した。以下のとおり留意すべき点があったので指摘しておく。

#### ア 需用費（細節）施設補修費

(ア)（細目）環境処理センター維持管理・整備事業では、「No.1 機器冷却水ポンプモーターベアリング取替」など11件の施設補修費が執行されていたが、いずれの支出負担行為においても、「[職務権限規定1：支出・支出負担行為33（4）イ]添付文書（納品書）に基づき支出負担行為を行います。」との伺い文があるのみで、補修の実施についての記載がなかった。労務費、材料費、交通費等の経費が含まれる補修工事とボールペン等の消耗品購入とを混同してしまっているのでは正されたい。

（細目）ごみ収集関係事務事業では、「天然ガス自動車昇圧供給装置修繕」など13件の施設補修費が執行されていたが、うち8件の支出負担行為の伺い文は、「[職務権限規定1：支出・支出負担行為33（ ）]」の表記のみで、見積書が添付されていた。専決区分の基準となる専決事項内訳（「33（4）イ」）まで明記していただきたい。また案件によっては、見積書の添付だけでなく、補修理由、業者名、業者選定理由等の記載がないと承認者が判断できない場合があるので、実施の決裁でもあることを自覚して処理願いたい。

(イ)（細目）ごみ収集関係事務事業の需用費（細節）施設補修費で執行された工事のうち、「環境処理センター収集担当管理棟屋上防水補修工事」が2度にわたり同一件名で施工されていた。両工事とも事前の実施決裁が作成されていたが、それによると6月での施工（493,500円）では水漏れが止まらず、8月に再度その周囲を施工（498,750円）したものであった。施設補修費の予算が少ないうえ、随意契約ができる上限の50万円にこだわった訳ではないと思うが、当初の施工箇所範囲の特定方法に問題はなかったのか検証しておかれない。

また、請書等の工事件名に誤記があったこと、支出負担行為書の添付書類として、請書の他に、工事着手届、工事完了届、さらに施工写真が紙文書添付されていたこと等から、事務処理手順についての総点検をしていただきたい。

(ウ)（細目）ごみ収集関係事務事業の需用費では、予期していなかった施設補修が度重なった上半期となり、既に他費目からの流用に頼っている。「電話交換機設備工事」（1,272,600円）も流用により施工したものであるが、支出科目としては、より明確な工事請負費が適切ではなかったかと思料する。

また、50万円を超える補修工事等については、必ず検査調書を作成のうえ、添付されたい。

文書管理システムに連携した財務会計システムが運用されてから4年目となり、事務処理も定着してきているが、伺い文書の定型化、処理時間の短縮化等を図ることによって、

個別の支出負担行為の前提となる<事業実施起案>、支出命令の前提となる<事業の履行確認・検収>という作業がおろそかになっているのではないか。

現行システムは、実施決定から検収まで各所管課内部での相互牽制作用により完結することが前提条件にあつてこそ成立するシステムである。起案者(担当者)には、「会計事務の手引き」(会計課発行)などに基づき、適正な財務会計処理を念頭においた事務の執行を改めてお願いしたい。一方で、システム側に改善すべき点があるのならば、早急に対応するべきであろう。

#### イ 委託料

(細目) ごみ収集経費の「粗大ゴミ受付業務委託」(3,750,649円)の契約事務処理であるが、3社の見積り合わせにより、年度当初に随意契約(1,887,262円)の後、同日付けで変更契約(1,038,450円増額)を締結しているが、どこに原因があつたのか。契約行為は言うまでもなく、発注者、受注者が同等の立場で締結するものであり、業務仕様書は非常に重要な書面である。当初の業務量の把握が不十分であつたのではないか。7月にも再度、変更契約(824,937円増額)を締結しているが、起案者、決裁承認者におかれては十分な検証をしていただきたい。

#### ウ 工事請負費

(7) (細目) 廃棄物の減量化・資源化促進事業では、「不燃性粗大ごみ破碎機刃取替等工事」(811,650円)など3件、1,403千円の工事請負費が執行されており、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第2号に基づく随意契約により契約相手が決定されていた。なお、上記「不燃性粗大ごみ破碎機刃取替等工事」の後に、「不燃性粗大ごみ選別コンベア等補修工事」(364,350円)が施工されていたが、発注先はいずれも愛知県の同一業者であり、一括発注できなかつたのであろうか。計画的な機器設備の管理、補修をお願いしたい。

(イ) (細目) ごみ焼却施設制御に関する改修事業は、予算304,200千円の重点事業であるが、工事請負費の執行額は「1号炉煙道改修工事」(14,994,000円)など2件、17,283千円となっている。ごみ焼却施設の延命化を図るべく、適正かつ計画的な事業の執行に努めていただきたい。

平成22年9月30日現在の業務委託の契約締結件数は41件で、契約方法の内訳は地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札5件(40,834,500円)、同法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約8件(1,953,000円)、第2号による随意契約27件(433,610,040円)、第3号による随意契約1件(1,834,350円)であつた。

また、工事請負の契約締結件数は24件で、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札2件(17,283,000円)、同法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約17件(6,893,250円)、第2号による随意契約5件(73,551,660円)となつていた。

ごみ収集運搬事業ではその業務の特殊性から、ごみ焼却施設運転事業及びパイプライン維持管理事業では、廃棄物処理施設という特殊性から、業務委託、工事請負ともに随意契約が多くなることは理解できるが、効率的かつ適正な業務が履行されているかという細部にわたる検査、指示、確認作業を行い、市と受注者はその責任と役割を明確にした協調関係を保って施設運営にあたっていただきたい。同時に、契約方法については常に公正かつ競争性のある契約方法を検討していただきたい。

#### (6) 予算流用

平成22年4月から9月の上半期における予算流用は10件で6,141千円であった。(細目)ごみ収集関係事務事業(節)需用費への流用が7件,2,749千円と多くなっている。これは、施設の経年化による突発的な故障、修繕でやむを得ないものであったと思うが、当初予算の策定段階で需用費(施設補修費)もしくは工事請負費での対応について、関係部局と十分な協議をしておきたい。

### 6 その他事務

#### (1) 車両管理

芦屋市車両管理規則により車両管理者が車両主管課の長に提出している車両台帳兼車両管理台帳及び車両整備記録簿について調査したところ、台帳に支払ったりサイクル料の記載がなく、台帳と整備記録に不一致などところがあるなどの不備な点が見受けられる。

また、車両事故について確認をしたところ、4月から9月末まで5件の物損事故があり、事故報告書が作成されている。2件については保険を適用して修理するものと判断して管財・検査課長に事故報告書を提出しているが、3件については軽微な修理と判断して所属長までの報告書としていた。事故が発生した場合は、その大小にかかわらず、芦屋市車両管理規則第11条に規定する車両事故報告書を車両主管課の長に提出しなければならない。適正な処理をされたい。

なお、車両事故について、上半期の5件のみならず、下半期においても損害賠償を伴う事故等を起こしており、未然の事故防止策をさらに徹底されることを喚起しておく。

#### (2) 服務関係

旅行命令兼旅費請求カード、時間外勤務命令カード兼勤務を要しない日等の振替カードを調査したところ、おおむね適正に処理されていたが、公用車利用の市外出張に係る旅行命令兼旅費請求カードの作成を省略しているものがあつた。

公務による交通事故の認定や公務災害の判断の基礎資料ともなるため、旅費の有無にかかわらず、適正な事務処理をされたい。

## 7 むすび

今回の監査では、平成22年度上半期における財務会計事務を中心に審査したが、適正に処理されているものもあるが、指摘事項も多々あり、今一度財務会計事務の基本に則った事務処理を行う必要がある。今後、関係主管課と連携・調整を図りながら、適正な事務の執行に努めていただきたい。

環境処理センターの業務は、ごみの収集から分別、焼却及び最終処理までが事業の根幹を成しており、市民生活に良好で清潔な生活環境を提供する重要な部署である。

ごみ処理総合経費の過去5年間の推移（別表6）を見てみると、平成21年度は平成17年度の13.8億円に比べて5千万円強少ない13.3億円となっており、市民1人あたりの原価でも、14,922円から13,967円と減少しており、施設が年々老朽化していくことも考えると経費削減の努力の跡がうかがわれる。財政状況の厳しい中、ごみ関係経費については、今後も引き続き、有効かつ効率的に活用できるよう工夫されたい。

ごみの減量化及び再資源化に継続して取り組んでいくことは、即ち身近な生活環境、更には自然環境、地球環境を守っていくということになる。そのためにも、市民一人ひとりが環境問題を意識して、次世代により良い環境を残していけるよう、地道な啓発活動を一層推進していただきたい。

以 上

別表1

## 平成22年度 環境処理センター 歳入予算執行状況

平成22年9月30日現在 (単位: 円, %)

款項目節 細節	現計予算		調定済		収入済		執行率 B/A
	金額 A	構成比	金額	構成比	金額 B	構成比	
使用料及び手数料	137,325,000	89.49	68,820,553	89.14	57,108,522	88.06	41.59
使用料	5,249,000	3.42	5,046,553	6.54	4,708,553	7.26	89.70
衛生使用料	5,249,000	3.42	5,046,553	6.54	4,708,553	7.26	89.70
保健衛生使用料	5,249,000	3.42	5,046,553	6.54	4,708,553	7.26	89.70
衛生施設目的外使用料	5,249,000	3.42	5,046,553	6.54	4,708,553	7.26	89.70
手数料	132,076,000	86.07	63,774,000	82.60	52,399,969	80.80	39.67
衛生手数料	132,076,000	86.07	63,774,000	82.60	52,399,969	80.80	39.67
清掃手数料	132,076,000	86.07	63,774,000	82.60	52,399,969	80.80	39.67
廃棄物処理手数料	118,800,000	77.42	58,199,400	75.39	46,173,600	71.20	38.87
一般廃棄物処理業等許可更新手数料	56,000	0.04	56,000	0.07	56,000	0.09	100.00
粗大ごみ処理手数料	9,600,000	6.25	4,472,700	5.79	5,124,469	7.90	53.38
一時多量ごみ処理等手数料	3,500,000	2.28	1,045,900	1.35	1,045,900	1.61	29.88
特定家庭用器具処理手数料	120,000	0.08	0	0.00	0	0.00	0.00
財産収入	70,000	0.05	44,885	0.06	44,885	0.07	64.12
財産運用収入	70,000	0.05	44,885	0.06	44,885	0.07	64.12
利子及び配当金	70,000	0.05	44,885	0.06	44,885	0.07	64.12
利子及び配当金	70,000	0.05	44,885	0.06	44,885	0.07	64.12
環境保全基金積立金収入	70,000	0.05	44,885	0.06	44,885	0.07	64.12
諸収入	16,058,000	10.46	8,336,064	10.80	7,697,364	11.87	47.93
雑入	16,058,000	10.46	8,336,064	10.80	7,697,364	11.87	47.93
衛生費雑入	16,058,000	10.46	8,336,064	10.80	7,697,364	11.87	47.93
保健衛生費雑入	16,058,000	10.46	8,336,064	10.80	7,697,364	11.87	47.93
一般廃棄物処理業許可車両標識料	3,000	0.00	16,000	0.02	16,000	0.02	533.33
資源ごみ売却代金	5,480,000	3.57	4,113,640	5.33	3,474,940	5.36	63.41
リサイクル事業雑入	200,000	0.13	183,000	0.24	183,000	0.28	91.50
刊行物広告収入	800,000	0.52	1,000,000	1.29	1,000,000	1.54	125.00
資源ごみ(不燃物)売却代金	4,500,000	2.93	2,707,559	3.51	2,707,559	4.18	60.17
資源化物有償入札拋出金	5,000,000	3.26	240,745	0.31	240,745	0.37	4.81
環境処理センター自動販売機電気使用料	75,000	0.05	75,120	0.10	75,120	0.12	100.16
合 計	153,453,000	100.00	77,201,502	100.00	64,850,771	100.00	42.26

別表2

## 平成22年度 環境処理センター 歳出予算執行状況 その1

平成22年9月30日現在 (単位:円,%)

款項目細目 節	現 計 予 算		支 出 (命 令) 済		執行率 B/A
	金 額 A	構成比	金 額 B	構成比	
衛生費	1,317,778,000	100.00	369,842,921	100.00	28.07
清掃費	1,317,778,000	100.00	369,842,921	100.00	28.07
じん介処理費	1,317,778,000	100.00	369,842,921	100.00	28.07
ごみ収集関係事務事業	10,826,000	0.82	8,299,962	2.24	76.67
旅費	29,000	0.00	0	0.00	0.00
需用費	9,088,000	0.69	7,253,065	1.96	79.81
役務費	629,000	0.05	597,250	0.16	94.95
委託料	824,000	0.06	339,906	0.09	41.25
使用料及び賃借料	217,000	0.02	102,141	0.03	47.07
負担金、補助及び交付金	12,000	0.00	0	0.00	0.00
公課費	27,000	0.00	7,600	0.00	28.15
ごみ収集経費	140,966,000	10.70	68,088,680	18.42	48.30
需用費	10,885,000	0.83	5,053,223	1.37	46.42
役務費	208,000	0.02	106,320	0.03	51.12
委託料	129,055,000	9.79	62,689,237	16.95	48.58
使用料及び賃借料	133,000	0.01	64,900	0.02	48.80
備品購入費	168,000	0.01	0	0.00	0.00
公課費	517,000	0.04	175,000	0.05	33.85
ごみ収集車両購入費	7,531,000	0.57	0	0.00	0.00
備品購入費	7,531,000	0.57	0	0.00	0.00
物損事故補償金	1,000	0.00	0	0.00	0.00
補償、補填及び賠償金	1,000	0.00	0	0.00	0.00
環境問題啓発事業	4,980,000	0.38	896,293	0.24	18.00
報酬	274,000	0.02	0	0.00	0.00
報償費	212,000	0.02	0	0.00	0.00
旅費	5,000	0.00	0	0.00	0.00
需用費	3,479,000	0.26	306,797	0.08	8.82
役務費	1,010,000	0.08	589,496	0.16	58.37
環境処理センター維持管理・整備事業	564,088,000	42.81	232,995,534	63.00	41.30
報酬	17,000	0.00	0	0.00	0.00
需用費	210,122,000	15.95	147,339,531	39.84	70.12
役務費	783,000	0.06	750,125	0.20	95.80
委託料	311,633,000	23.65	80,311,540	21.72	25.77
使用料及び賃借料	264,000	0.02	128,038	0.03	48.50
工事請負費	40,568,000	3.08	4,004,700	1.08	9.87
負担金、補助及び交付金	194,000	0.01	104,700	0.03	53.97
公課費	507,000	0.04	356,900	0.10	70.39
パイプライン維持管理事業	171,172,000	12.99	28,928,816	7.82	16.90
需用費	14,792,000	1.12	6,351,191	1.72	42.94
委託料	77,940,000	5.92	19,133,625	5.17	24.55
工事請負費	78,340,000	5.94	3,444,000	0.93	4.40
負担金、補助及び交付金	100,000	0.01	0	0.00	0.00

別表2

## 平成22年度 環境処理センター 歳出予算執行状況 その2

平成22年9月30日現在 (単位：円, %)

広域処理(焼却灰等)事業	37,185,000	2.82	12,885,307	3.48	34.65
役務費	5,670,000	0.43	942,307	0.25	16.62
委託料	31,500,000	2.39	11,928,000	3.23	37.87
負担金, 補助及び交付金	15,000	0.00	15,000	0.00	100.00
廃棄物の減量化・資源化促進事業	71,017,000	5.39	15,338,329	4.15	21.60
報償費	18,400,000	1.40	0	0.00	0.00
需用費	7,658,000	0.58	260,101	0.07	3.40
役務費	1,442,000	0.11	508,517	0.14	35.26
委託料	39,834,000	3.02	13,143,701	3.55	33.00
工事請負費	2,972,000	0.22	1,403,010	0.38	47.21
備品購入費	688,000	0.05	0	0.00	0.00
負担金, 補助及び交付金	23,000	0.00	23,000	0.01	100.00
広域廃棄物埋立処分場建設事業	3,977,000	0.30	1,255,000	0.34	31.56
委託料	3,977,000	0.30	1,255,000	0.34	31.56
ごみ焼却施設制御に関する改修事業	304,200,000	23.08	1,155,000	0.31	0.38
委託料	4,200,000	0.32	1,155,000	0.31	27.50
工事請負費	300,000,000	22.76	0	0.00	0.00
緊急雇用就業機会創出基金補助事業	1,835,000	0.14	0	0.00	0.00
需用費	0	0.00	0	0.00	-
委託料	1,835,000	0.14	0	0.00	0.00
合 計	1,317,778,000	100.00	369,842,921	100.00	28.07



別表3 芦屋市環境処理センターの運転状況結果（平成21年度）

(1) 焼却灰熱灼減量 (単位:%)

項目	年平均値	規制値
熱灼減量	4.10	10.00

(2) 騒音・振動・臭気

・騒音

(単位: dB)

区分	焼却炉運転中		敷地境界内における基準値
	境界内	境界外	
測定日	H21.11.19~20		—
朝 6時~8時	43(51)	47(53)	50
昼 8時~18時	49(57)	53(59)	60
夕 18時~22時	46(53)	47(56)	50
夜 22時~翌6時	40(41)	44(45)	45

( )内は周辺の道路騒音等(外乱)を含む数値

・振動

(単位: dB)

区分	焼却炉運転中		敷地境界内における基準値
	境界内	境界外	
測定日	H21.11.19~20		—
昼間 8時~19時	30	29	60
夜間 19時~翌8時	26	24	55

・臭気

区分	環境処理センター敷地境界
測定日	H21.11.19
悪臭物質濃度	すべて悪臭防止法基準内

(3) 大気環境調査

区分・単位	打出浜小学校		高浜町9高層		規制値 (一日平均環境基準)
	H21.10.15~16	H22.2.18~19	H21.10.15~16	H22.2.18~19	
浮遊粒子状物質 mg/m <sup>3</sup>	0.026	0.035	0.019	0.028	0.100
二酸化硫黄 ppm	0.004	0.005	0.004	0.004	0.040
二酸化窒素 ppm	0.020	0.030	0.018	0.026	0.040~0.060
一酸化窒素 ppm	0.008	0.003	0.005	0.013	—
塩化水素 ppm	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—

(4) 排出ガスの排出濃度

区分	単位	1号炉		2号炉				基準値	規制値
		H21.5.13	H21.11.4	H21.7.1	H21.9.9	H22.1.13	H22.3.10		
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.003	<0.003	0.02	0.08
硫黄酸化物	ppm	<2	<2	<2	3.0	<3	<3	20	150
窒素酸化物	ppm	25	13	17	31	14	15	60	250
塩化水素	ppm	3	1	5	1	4	2	25	430

(5) 排ガス中のダイオキシン類

(単位:等価換算値 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

区分	1号炉	2号炉	規制値
測定日	H21.5.13	H21.9.9	—
ダイオキシン類	0.0018	0.013	1.00

(6) 焼却灰・バグ灰中のダイオキシン類

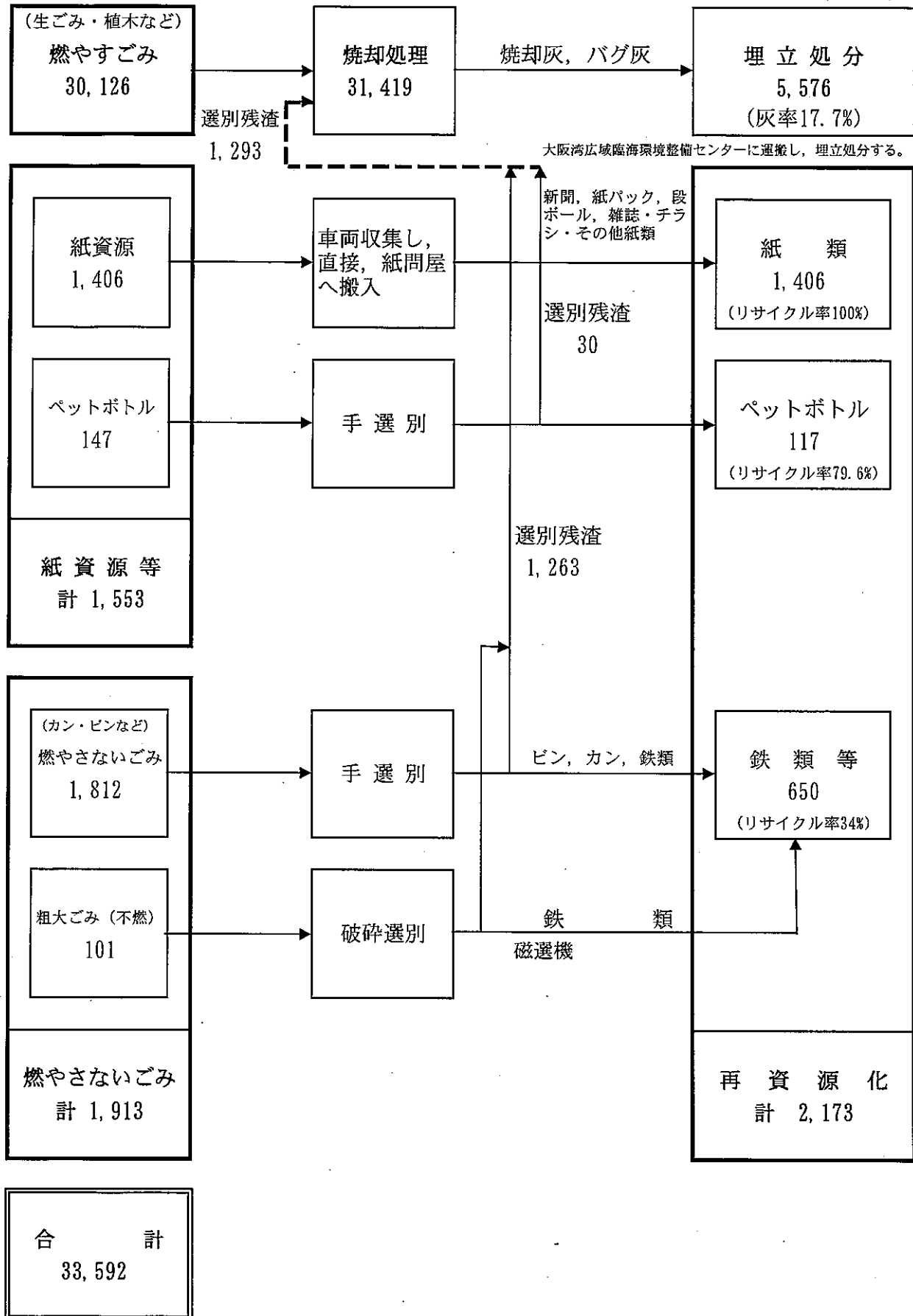
(単位:等価換算値 ng-TEQ/g)

区分	焼却灰	バグ灰	規制値
測定日	H21.9.9		—
ダイオキシン類	0.0000081	0.13(※)	3

※バグ灰は、薬剤処理をしているため、基準(規制値)を適用しない。

別表4 ごみ処理フロー (平成21年度)

(単位: t)



別表5 ごみ発生量の推移（年度別）

（単位：t）

＜燃やすごみ＞		年 度	H17	H18	H19	H20	H21
収集ごみ	直 営		7,463	7,699	7,580	7,598	7,519
	パイプライン		3,030	3,096	2,983	3,191	2,917
	委 託		8,575	8,565	8,353	8,164	7,953
粗大ごみ	直 営		217	193	203	199	234
一時多量ごみ	直 営		221	207	204	185	218
持込ごみ	許 可		6,529	6,645	6,494	6,231	5,979
	自 己		5,890	6,302	5,262	4,941	5,306
計（発生量）			31,925	32,707	31,079	30,509	30,126

＜紙資源等＞		年 度	H17	H18	H19	H20	H21
紙資源	直 営		771	795	701	676	614
	委 託		1,026	1,061	1,030	948	792
ペットボトル	直 営		71	77	78	78	74
	委 託		84	87	83	79	73
計（発生量）			1,952	2,020	1,892	1,781	1,553

＜燃やさないごみ＞		年 度	H17	H18	H19	H20	H21
収集ごみ	直 営		732	794	759	747	768
	委 託		900	951	894	849	850
粗大ごみ	直 営		93	83	87	85	101
持込ごみ	許 可		109	97	100	97	100
	自 己		153	111	114	92	94
計（発生量）			1,987	2,036	1,954	1,870	1,913

合 計（発生量）			35,864	36,763	34,925	34,160	33,592
----------	--	--	--------	--------	--------	--------	--------

## 収集・持込別発生量

直営パイプライン収集		3,030	3,096	2,983	3,191	2,917
直営車両収集		9,568	9,848	9,612	9,568	9,528
委託収集		10,585	10,664	10,360	10,040	9,668
許可業者持込		6,638	6,742	6,594	6,328	6,079
自己搬入者持込		6,043	6,413	5,376	5,033	5,400

## 再資源化量

紙 資 源		1,797	1,856	1,731	1,624	1,406
ペ ッ ト ボ ト ル		81	83	146	142	117
ピ ン ・ カ ン ・ 鉄 類		1,080	1,016	925	860	650
計		2,958	2,955	2,802	2,626	2,173

選 別 残 渣		981	1,101	1,044	1,025	1,293
---------	--	-----	-------	-------	-------	-------

焼却処理量（t）		32,906	33,808	32,123	31,534	31,419
焼却灰、バグ灰量（t）		5,838	5,873	5,901	5,512	5,576
灰発生率（％）		17.74	17.37	18.37	17.48	17.75

※灰発生率＝焼却灰、バグ灰量÷焼却処理量

（単位：g）

一人一日当たり排出量		1,061	1,077	1,010	985	966
------------	--	-------	-------	-------	-----	-----

※各年度10月1日の人口を採用し、算出

別表6 ごみ処理総合経費の推移（年度別）

原価要素 \ 年 度	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
年間経費（千円）	1,382,969	1,360,289	1,367,346	1,370,051	1,330,388
処 理 量（トン）	40,457	41,139	39,359	38,499	37,672
1トン当たり原価（円）	34,183	33,065	34,740	35,586	35,315
1人当たり原価（円）	14,922	14,548	14,484	14,424	13,967
1世帯当たり原価（円）	33,784	32,795	32,521	32,169	31,074
人 口	92,674	93,498	94,399	94,979	95,248
世 帯	40,935	41,478	42,045	42,589	42,813

※平成17年度までは、各年度の3月末の人口、世帯数を採用していたが、平成18年度からは、10月1日の人口、世帯数を採用する。